

社会保険 とちぎ

S H A K A I H O K E N T O C H I G I

2023.10 No.739

隔月発行

C O N T E N T S

協会けんぽ P2・3

- 被扶養者資格の再確認について
- 申請書の新様式切り替えについて
- 要治療者への受診勧奨のお願い

日本年金機構 P4・5

- 学生納付特例制度について
- 年金生活者支援給付金について

社会保険協会 P6・7・8

- ハンターマウンテン塩原・マウントジーンズ那須 スキーリフト利用割引券のご案内
- 10月27日「社会保険制度講習会」のご案内
- 「施設利用会員証」発行のご案内
- JAはが野観光いちご団地(いちご狩り)入園割引券のご案内

今月のお知らせ

- ◎栃木県社会保険協会のホームページを、手軽にスマートフォンでご覧いただけます。割引券の利用施設のリンクもありますので、ご活用ください。
- ◎4月号でご案内の「那須ロープウェイ利用割引券」はまだ残りがありません。紅葉狩りの季節になりますので是非ご利用ください。



SLもおか(茂木町)

協会けんぽからのお知らせ



被扶養者資格の再確認にご協力ください

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、**ご加入の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認**となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

再確認の対象となる方

令和5年4月1日時点で
18歳以上の被扶養者

送付時期

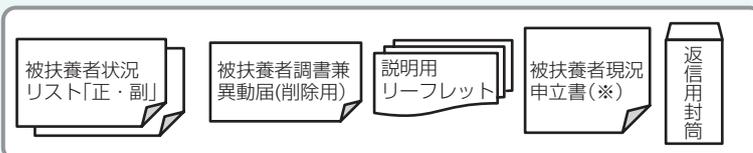
令和5年10月下旬から11月上旬

添付書類

- ◆被保険者と別居している場合
→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ◆海外に在住している場合
→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

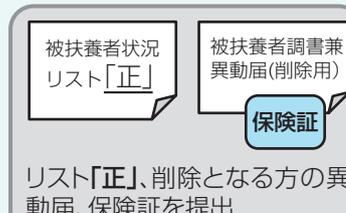
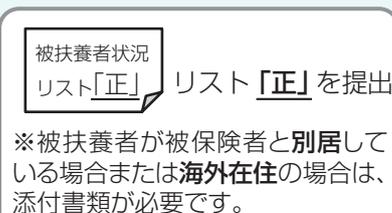
再確認の流れ

【協会けんぽからの送付物】



【事業主様による再確認】

《削除となる被扶養者がいない場合》 《削除となる被扶養者がいる場合》



令和5年12月8日(金) までに同封の返信用封筒で提出

各種申請書(届出書)をご提出の際は 必ず新様式 をご使用ください



原則、**旧様式の申請書は使用できません**。事業所様等で旧様式の申請書をお持ちの場合でも、必ず新様式をご用意いただきご申請をお願いいたします。また、複数ページある申請書(傷病手当金や出産手当金など)の場合は、**すべてのページが新様式**であることをご確認ください。



協会けんぽのホームページでは、申請書のダウンロードや各種申請の記入時のポイントを確認できます!



申請書
ダウンロード



申請書の
書き方動画

お問い合わせ 業務グループ 028-616-1693



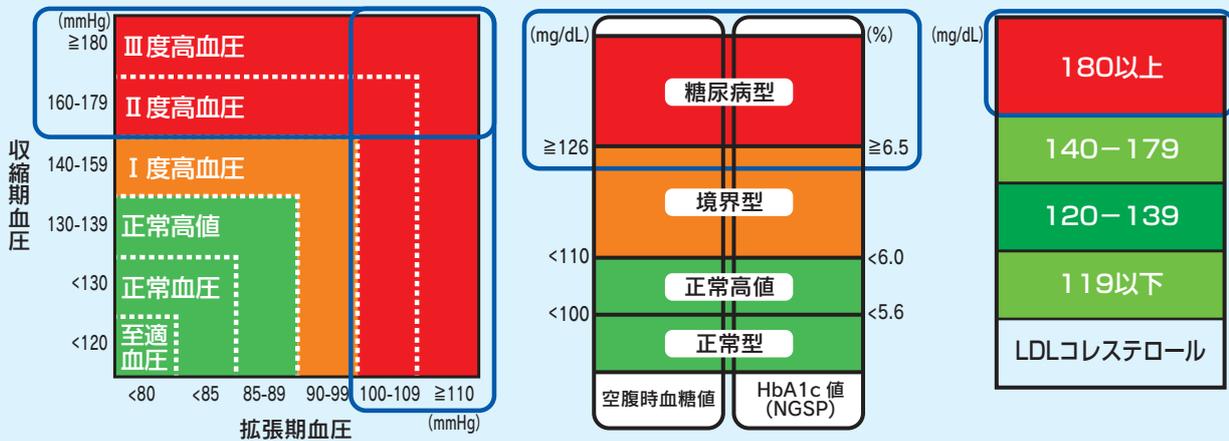
健診の結果、要治療(再検査含む)の判定を受けた方へ すぐに医療機関を受診してください

協会けんぽでは、ご加入の被保険者(ご本人)様を対象に、医療機関への受診勧奨通知をお送りしております。健診の結果、**血圧値・血糖値・LDLコレステロール値**が高く、医療機関への受診が必要と判定され、医療機関を受診されたことが確認できない被保険者様には、医療機関へ受診していただくための通知がご自宅に届きます。

協会けんぽ栃木支部での取り組み

血圧・血糖・脂質が以下の基準に該当された方には、協会けんぽ栃木支部が業務委託している事業者(株)エム・エイチ・アイより、ご自宅に受診勧奨のお手紙を送ると共に、事業所様を通して被保険者様へ「受診の確認やお願いをするお電話」をしております。

血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上 (NGSP値)	180mg / dL以上



表の数値以上のまま放置すると、動脈硬化が進行し、心疾患や脳血管疾患などの危険性が高まり、健康的な生活を送ることができなくなる恐れがあります。今は自覚症状がなくても、生活習慣病は徐々に進行します。早期に受診することで重大な病気の発症リスクを下げましょう。血圧値・血糖値・LDLコレステロール値以外の検査項目においても、要治療の判定がある場合は、医療機関の受診が必要です。早急に医療機関を受診しましょう。

事業主様・ご担当者様へのお願い

「忙しい」や「自覚症状がないから大丈夫」などのお声をいただくこともありますが、健診の異常値を放置すると、いずれ重病を引き起こし、結果として多くの面でご本人様の負担となり、**事業所様にとっても経営面で大きな損失**となってしまいます。

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを、事業主様から従業員様にお声掛けいただくと共に、従業員様が受診できるようにご配慮をお願いいたします。



〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階
TEL 028-616-1691 (代表)

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

20歳になったら国民年金 ~ご家族に学生さんがいらっしゃる方へ~

学生納付特例制度はどんな制度？

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校*に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

〈前年所得のめやす〉 $128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$ で計算した額以下

●申請の流れ

●申請書による申請

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

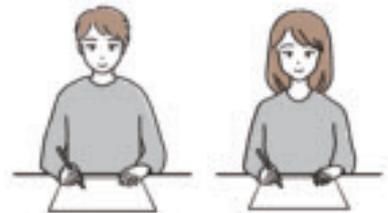
3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものがが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。



●電子申請【電子申請なら紙の申請書の入手・記入は不要となります。】

1 申請方法

- (1) マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- (2) マイナポータルのトップ画面の「年金の手続をする」を選択し、マイナポータルへログイン。「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続に進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。
- (3) 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。申請の際は、**在学期間がわかる学生証の画像**(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)または**在学証明書の画像**のアップロードが必要です。

手続き及び申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



年金受給者の方を支援する制度です。

ねん きん せい かつ しゃ し えん きゅう ぶ きん 年金生活者支援給付金

老齢年金を 受給されている方

支給対象者(①~③の全てに該当する方)

- ① 65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ② 前年の所得等が約88万円以下
- ③ 世帯全員が市町村民税非課税

障害年金を 受給されている方

支給対象者(①②の両方に該当する方)

- ① 障害基礎年金受給者
- ② 前年の所得が約472万円以下

遺族年金を 受給されている方

支給対象者(①②の両方に該当する方)

- ① 遺族基礎年金受給者
- ② 前年の所得が約472万円以下

現在、給付金を受け取られている方のお手続きは不要です。

1

とど
届く

対象者の方には右の封筒が届きます。



2

せい きゅう
請求する

ハガキに記入して、切手を貼って投函してください。



3

う と
受け取る

給付金が支給されます。

ご家族や周りの方で
請求されていない方は
いませんか？

年金給付金 検索



お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281
宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211
栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131
大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311
今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082

 日本年金機構
Japan Pension Service

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

ハンターマウンテン塩原・マウントジーンズ那須 スキーリフト利用割引券のご案内

白銀のゲレンデを滑る爽快感は格別ですね。昨年から、「ハンターマウンテン塩原」と「マウントジーンズ那須」共通スキーリフト割引券（ただし、どちらか1回の利用）を発行しています。予定営業期間・料金が異なりますので、ご確認のうえご利用ください。

施設（場所）	ハンターマウンテン塩原 （那須塩原市湯本塩原字前黒） TEL 0287-32-4580	マウントジーンズ那須 （那須郡那須町大字大島） TEL 0287-77-2300														
有効期限	2023年12月1日（金）～ 2024年3月31日（日）	2023年12月23日（土）～2024年3月10日（日）														
料 金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般リフト1日券料金</th> <th>利用者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（中学生以上）5,700円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>子供（小学生）4,700円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>	一般リフト1日券料金	利用者負担金	大人（中学生以上）5,700円	3,600円	子供（小学生）4,700円	2,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般リフト1日券料金</th> <th>利用者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人（中学生以上）3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>シニア（55才以上）3,400円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>子供（小学生）2,900円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	一般リフト1日券料金	利用者負担金	大人（中学生以上）3,900円	2,000円	シニア（55才以上）3,400円	2,000円	子供（小学生）2,900円	1,700円
一般リフト1日券料金	利用者負担金															
大人（中学生以上）5,700円	3,600円															
子供（小学生）4,700円	2,600円															
一般リフト1日券料金	利用者負担金															
大人（中学生以上）3,900円	2,000円															
シニア（55才以上）3,400円	2,000円															
子供（小学生）2,900円	1,700円															

発行枚数 1,350枚 ※1事業所6枚までとなります。
※申込みは先着順です。発行枚数になり次第、締め切ります。

申込資格 2023年度社会保険協会費を納入いただいた事業所の被保険者及びそのご家族。

申込方法 (1)下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
(2)利用割引券を11月から順次送付いたしますので、**返信用封筒（84円切手貼付）に宛先（事業所又は申込者等）を明記の上、同封してください。**



お申し込み
お問い合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

スキーリフト利用割引券申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊦		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	協会管理番号		

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。（例）01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏 名	被保険者・そのご家族の別 （○で囲んでください）	氏 名	被保険者・そのご家族の別 （○で囲んでください）
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

*お申し込みされる方、全員（1事業所6名まで）のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。

社会保険制度講習会のご案内

8月号でお知らせしました、令和5年10月27日(金)宇都宮市の栃木県自治会館で13:30から約2時間の予定で開催いたします、「社会保険制度講習会」の参加申込は、10月20日まで受付しています。定員数まで、まだまだ余裕がある状況ですので、ご担当者のご都合がつく事業所様は是非お申し込みください。全国健康保険協会栃木支部および日本年金機構宇都宮西年金事務所の実務担当職員が講師として話をいたします。

参加申込書は、お手数ですが機関紙8月号紙面、または当協会のホームページに掲載の8月号の申込書を印刷いただきご利用ください。

「施設利用会員証」発行のご案内

当協会が会員になっています「一般社団法人全国社会保険協会連合会」では、全国の宿泊施設と優待利用契約を結んでおります。

会員事業所の皆様に、その施設を優待料金でご利用いただくためのカード式会員証が「施設利用会員証」です。職場の出張や家族での旅行などご利用ください。



有効期限：2023年4月1日～
2026年3月31日

ホームページ用会員専用パスワード

「2023」(カードに記入あり)

ホームページのトップページ下部の事業⑩をクリックいただき、このパスワードを入力してください。優待施設情報にアクセスできますので、優待施設や優待内容の詳細をご覧ください、申込みに必要な、施設別ユーザー名・ID・パスワード・TELをご確認のうえご利用ください。

申込資格

2023年度社会保険協会費を納入いただいた事業所

申込枚数

「施設利用会員証」の枚数は、原則として1事業所につき5枚
(事業所の方々での共同利用が可能です)

施設利用会員証の有効期限

2026年3月31日まで (2023年4月から3年間有効)

申込方法

- ①下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
- ②申込後、「施設利用会員証」を送付いたしますので、返信用封筒(84円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上、同封してください。

その他

- ①「施設利用会員証」に事業所名を必ずご記入のうえご利用ください。
- ②利用対象者は、会員事業所の被保険者とそのご家族です。



お申し込み
お問い合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い

返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとと同封してください

施設利用会員証申込書

コピー可

一般財団法人 栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所				
事業所名称	㊦				
電話番号			担当者氏名		
申込枚数	枚		協会管理番号		
事業所整理記号	—				

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

